

秋田公立美術大学学則

平成25年4月1日
規程第1号

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第6条）

第2節 運営組織（第7条－第16条）

第3節 学年、学期および休業日（第17条－第19条）

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限（第20条－第21条）

第2節 入学（第22条－第30条）

第3節 教育課程、履修方法、単位の認定等（第31条－第37条）

第4節 休学、復学、転学、留学、退学および除籍（第38条－第44条）

第5節 卒業、学位および資格（第45条－第48条）

第6節 授業料等（第49条）

第7節 厚生補導（第50条）

第8節 福利厚生施設（第51条）

第9節 賞罰（第52条－第53条）

第10節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生（第54条－第58条）

第3章 共同研究および受託研究（第59条）

第4章 社会貢献（第60条）

第5章 補則（第61条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 秋田公立美術大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、

深く専門の芸術を教授研究することによって、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本学に、前項の点検および評価を行うため、秋田公立美術大学自己評価委員会を置く。

3 秋田公立美術大学自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科、定員等)

第3条 本学に、美術学部を置く。

2 美術学部に、美術学科を置き、学科の定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
美術学科	100人	3年次 10人	420人

3 美術学科は、新しい芸術表現を模索し発信する人材、新しいデザイン技術を習得して地域の活性化に寄与する人材、地域の「良さ」や「美しさ」を再発見する眼を持つ人材、多様な価値を交換・共有できる人材、地域の芸術創造を実践する計画を立案できる人材を育成することを目的とする。

4 美術学科に、次の専攻を置く。

- (1) アーツ＆ルーツ専攻
- (2) ビジュアルアーツ専攻
- (3) ものづくりデザイン専攻
- (4) コミュニケーションデザイン専攻
- (5) 景観デザイン専攻

5 美術学科に、美術教育センターを置く。

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(キャリアセンター)

第5条 本学に、学生のキャリアデザインおよび就職活動等の支援を行うための組織として、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第5条の2 本学に、国際交流に関する事業を行うための組織として、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 運営組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手および事務職員を置く。

ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学部長)

第8条 学部に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第9条 附属図書館に附属図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 附属図書館長は、附属図書館に関する校務をつかさどる。

(キャリアセンター長)

第10条 キャリアセンターにキャリアセンター長を置く。

2 キャリアセンター長は、キャリアセンターに関する校務をつかさどる。
(国際交流センター長)

第10条の2 国際交流センターに国際交流センター長を置く。

2 国際交流センター長は、国際交流センターに関する校務をつかさどる。
(事務局長)

第11条 事務局に事務局長を置き、本学の事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、事務局の事務をつかさどり、事務局に所属する職員を指揮監督する。
(名誉教授)

第12条 学長は、本学の発展に寄与した者又は本学に多年にわたり勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。
(客員教員)

第13条 本学に客員教員として、客員教授、客員准教授および名誉客員教授を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。
(特任教員)

第14条 本学に特任教員として、特任教授および特任准教授を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。
(教授会)

第15条 学部に、教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

2 学部教授会は、学部の専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じて准教授その他の専任教員を加えることができる。

3 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部に所属する学生（以下「学部学生」という。）の入学、卒業
- (2) 第46条に規定する学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部

教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 4 学部教授会は前項に規定するもののほか、学長および学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第16条 本学に、必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学年、学期および休業日

（学年）

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第18条 学年を、次の2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- （休業日）

第19条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から1月10日まで

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

（修業年限）

第20条 本学学士課程の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第21条 学部学生は、8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第27条から第29条の規定により編入学、転入学又は再入学した学部学生は、第30条の規定によりそれぞれ定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、第42条第1項の規定により留学した学部学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、教育上の支障がないと学長が認めた者については、別に定める時期とすることができる。

(入学資格)

第23条 本学に学部学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第24条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。
(入学手続および入学許可)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する手続を完了した者に対し、学部教授会の意見を聴いて、入学を許可する。この場合において、別に定めるところにより入学料の減免又は分割徴収もしくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、学部教授会の意見を聴いて、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を卒業し、又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を卒業した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

(転入学)

第28条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）

に在籍している者で本学に転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、学部教授会の意見を聴いて、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、学部教授会の意見を聴いて、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第43条の規定により退学した者
- (2) 第44条第3号の規定により除籍された者（未納の授業料を納付した者に限る。）

(編入学等の取扱い)

第30条 前3条の規定により入学を許可された者について、既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数は、学長が決定する。

2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学および再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程、履修方法、単位の認定等

(授業科目)

第31条 本学学士課程の授業科目は、次のとおり区分する。

- (1) 履修により修得した単位数を卒業の認定のために必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」という。）で、その履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
- (2) 卒業単位認定科目で、選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）
- (3) 選択により履修をすることができるが、卒業単位認定科目ではないもの（以下「自由科目」という。）

2 前項の授業科目の種類およびその単位数は、別に定める。

3 第1項の授業科目の配当年次、履修方法、学部学生が修得すべき単位数等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第33条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、試験の成績、出欠状況その他必要な項目の総合評価により行い、合格と認められた学部学生には所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第34条 前条の評価による成績は、秀、優、良、可および不可の5種類の評価をもって表し、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、これによりがたいときは、合および否の評価をもって表し、合を合格とし、否を不合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協定に基づき、学部学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学部学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合において準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学部学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める

学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に他の大学等又は外国の大学もしくは短期大学で履修した授業科目について修得した単位（科目履修等により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第35条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）および前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学および除籍

（休学）

第38条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2か月以上修学できない学部学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

- 2 前項の場合において、休学しようとする学部学生は医師の診断書又はその理由を記載した書類を添えて休学願を提出しなければならない。
- 3 学長は、疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められる学部学生に対し、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第39条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学の期間を延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第20条に規定する修業年限および第21条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第40条 学長は、第38条の規定により休学した学部学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、復学を許可することができる。

(転学)

第41条 学長は、他の大学等へ転学することを志願する学部学生があるときは、これを許可することができる。

(留学)

第42条 学長は、外国の大学又は短期大学への留学を志願する学部学生があるときは、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した学部学生の本学に在学すべき年数については、学長が決定する。

(退学)

第43条 学長は、退学しようとする学部学生があるときは、その者の願い出により、これを許可することができる。

(除籍)

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを除籍することができる。

- (1) 第21条に規定する在学年限を超えて在学する者
- (2) 第39条第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業、学位および資格

(卒業)

第45条 学長は、本学に4年（第27条から第29条の規定により入学した学部学生又は第42条の規定により留学した学部学生においては、それぞれ第30条第1項又は第42条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、および別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した学部学生に対し、学部教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第46条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次のとおり学位を授与する。

学部	学位
美術学部	学士（美術）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第47条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学部学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員の免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科
中学校教諭 一種免許状	美術
高等学校教諭 一種免許状	美術 工芸

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

(学芸員資格)

第48条 学芸員の資格を取得しようとする学部学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第49条 本学の授業料、入学料および入学検定料の額ならびにこれらの徴収方法は、別に定める。

第7節 厚生補導

(厚生補導)

第50条 本学は、学生の厚生補導に関し、助言指導を行う。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第51条 本学に、学生の福利厚生に資するため、カウンセリングルーム、保健室その他の必要な福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、学部学生として表彰に値する行為があった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 学長は、本学の規則に違反し、又は学部学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学部学生の本分に著しく反する行為をした者

第10節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(研究生)

第54条 学長は、本学において特定の分野について研究を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の意見を聴いて、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 学長は、本学において特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の意見を聴いて、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第33条および第34条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第56条 学長は、本学において特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の意見を聴いて、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聽講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条 学長は、他の大学等の学生であって、本学において特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、当該他の大学等との協定に基づき、教授会の意見を聴いて、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第33条および第34条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の意見を聴いて、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 共同研究および受託研究

(共同研究および受託研究)

第59条 本学は、学術研究および地域産業の発展に資するため、民間会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間企業等」という。）の研究者との共同研究および民間企業等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究および受託研究に必要な事項は、別に定める。

第4章 社会貢献

(社会貢献)

第60条 本学は、広く地域に芸術を学ぶ機会を提供し、教育研究の成果をもって地域文化の発展に貢献するため、公開講座の開設その他の社会貢献事業を行うものとする。

- 2 前項の社会貢献事業を行うため、本学に社会連携委員会を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、社会貢献事業に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第61条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規程第17号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田公立美術大学学則別表の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、編入学、転入学および再入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（平成29年2月28日規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日規程第15号）

この規程は、平成30年11月27日から施行する。